

記憶の創造と編集—日本近世の近江八幡を事例に—

渡 辺 浩 一

【要 旨】

本稿は、日本近世の文書管理史や由緒論と言われている研究潮流も含めて、過去情報に関わる様々な現象を、「記憶」をキーワードに、より広範な文脈のなかに位置づけるための基礎的な事例研究の一つである。対象は近江八幡町である。近江八幡町は、江戸時代を通じて、戦国末期から近世初期にかけて授与された織田信長や徳川家康の朱印状を、他の文書と区別される特別な保管体制に置いていた。そして、これらを「諸役免除」という「特権」の根拠としていた。しかし、信長朱印状は先行都市安土に授与されたものであり、家康朱印状には諸役免除が記されていない。このため、八幡町はその時期に応じて様々な内容の短い由緒書を叙述した、つまり様々な過去を創造することになった。また、創造された過去をより強化するために、1721年に「八幡町記録帳」という文書集を編集した。この文書集は、項目を立てて分類編集されており、その時期の在地社会の過去情報蓄積形態としては洗練された形式を備えていた。このため、過去の描写内容は微妙に揺れ動くものの、その後幕末に至るまで、文書集という形式が踏襲された。また、ここでの編集の対象は原文書だけでなく短い叙述（由緒書）も含まれていた。以上のように、本稿では、過去情報蓄積形態の三つの局面、原文書保管、筆写分類編集、叙述、のうち、編集と叙述の関係について主として分析した。

【目 次】

はじめに

1. 記憶のあいまいな創造
2. 記憶の編集
3. 「八幡町記録帳」の編集意図
4. 記憶の編集のゆくえ

おわりに

はじめに

本稿は、日本近世の文書管理史¹⁾や由緒論²⁾と言われている研究潮流も含めて、過去情報に

1) 富善一敏「近世村落における文書整理・管理について—信州高島領乙事村の事例から—」(『記録と史料』第2号、1991年)、保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム—武蔵国秩父郡上名栗村を事例として—」(『学習院大学史料館紀要』第6号、1992年)、高橋実「近世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年)、山崎一郎「萩城櫓における文書の保存について」(『日本史研究』503、2004年)などをはじめとする研究をさす。

関わる様々な現象を、「記憶」をキーワードに、より広範な文脈のなかに位置づけるための基礎作業の一つである³⁾。

私見では、アーカイブズ学と日本近世史における文書管理史は、もっと広い視野に位置づけられる必要があると考える。それぞれの組織や集団における過去情報の蓄積形態は文書管理(保管)だけではない。古くから漠然と認識されていた「編纂」という行為との関係も問われる必要がある。そこで、本稿では、過去情報蓄積形態の三つの局面として、原文書保管、筆写分類編集、叙述を仮に想定し、論を進めていくことにしたい⁴⁾。

また、タイトルにある「記憶」という語について説明しておきたい。ここでは、記憶とは何らかの社会的結合の紐帯として機能している過去認識、と意図的に狭く規定しておきたい⁵⁾。したがって、その日本近世的文字形態として、山緒書・系図・偽文書・碑文・文書編集・歴史叙述・地誌などがあり、行為形態としては、儀式・文書保管・訴願運動などが想定される。

具体的な分析に入る前に、事例となる近江八幡と「御朱印」の説明をしておきたい⁶⁾。まず、天正10年(1585)に豊臣秀次が八幡山に築城し、織田信長が築いた安土の町人地を移転させて城下町を形成した。このため、近江八幡の町人たちは安土において信長から下付された著名な朱印状(いわゆる楽市令⁷⁾)を所持し、八幡移転後に秀次から判物(掟書)を下付された。そのいずれにも「諸役免許」は明記されていた。天正18年(1593)に秀次の清洲移封に伴い、京極高次が八幡城主となる。文禄4年(1595)豊臣秀次自殺後、京極高次は天津に移され、八幡城は破却される。これにより近江八幡は京極高次領のまま城下町ではなく在方町になる。慶長5年(1600)関ヶ原戦勝利後、家康は八幡町に立ち寄り、三ヶ条の禁制(朱印状⁸⁾)を下

- 2) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、1999年)、山本英二「由緒、その近世的展開」(『日本歴史』639、2000年)・「近世の村と由緒」(『歴史評論』635、2003年)、井上攻『由緒書と近世の村社会』(大河書房、2003年)、岩橋清美「地域社会における歴史意識の生成と展開」(『日本史研究』523、2006年)などといった研究をさす。近世都市の由緒書に関する研究としては、堀新「寺内町『由緒書』の成立と展開」(『民衆史研究』39、1990年)、佐藤孝之「『平野郷山緒書』の構造と性格」(『日本歴史』673、2004年)がある。そのほかに関連する重要な研究として、白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』(思文閣出版、2004年)もある。
- 3) 拙著『まちの記憶』(清文堂、2004年)はあまり自覚的ではなかったが、その第一歩であった。なお、大友一雄『江戸幕府と情報管理』(臨川書店、2003年)は、文書管理をより広く情報管理という視野から位置づけようとしている点に限っては本稿と立場に近い。
- 4) この三つは実態としては境界が不分明である。なお、この観点での最初の実験的拙稿として、「日本近世の首都行政における蓄積情報の身分間分有と利用」(『歴史的アーカイブズの多国間比較に関する研究』研究成果報告書平成19年度)研究代表者渡辺浩一、2008年)がある。
- 5) したがって、山本英二「風林火山の記憶と由緒」(青柳周一・高埜利彦・西田かほる編『近世の宗教と社会1 地域のひろがり』と宗教)吉川弘文館、2008年)のように「生存者がまったくいなくなるとはじめて記憶が歴史に変化する」(p15)という意味では私は「記憶」という語を用いていない。
- 6) 『滋賀県八幡町史』上(滋賀県蒲生郡八幡町編纂、1940年、以下「町史」と略記)、『近江八幡の歴史』1、4巻(近江八幡市史編纂室、2004、2008年、以下「市史」と略記)。
- 7) 歴史学研究会編『日本史史料 3 近世』(岩波書店、2006年)p19。中近世史研究ではたびたび分析されてきた。高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、1990年)、朝尾直弘「安土山下町中定の第十二条について」(『朝尾直弘著作集』第7巻、2004年、初出は1981年)、小島道裕『戦国・織豊期の都市と地域』(青史出版、2005年)。
- 8) 慶長5年9月19日付けの禁制。乱暴狼藉・放火・作毛刈取・竹木伐採を禁ずる内容。近江八幡あてのほか、近江堅田・近江西京寺・山城高山寺・山城八幡八郷・大坂天王寺あてで同日付けの同内容禁制が確認されている。そのほか21日付けの同内容禁制も近江延暦寺あてをはじめ15通が確認されている(中村孝也『徳川家康文書の研究 拾遺集』丸善、1971年、p137-139、徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』徳川黎明会、1973年、p290)。

付した。

以上の経過のなかで、信長朱印状・秀次判物・家康朱印状のほか、京極高次掟書などが八幡町に蓄積されていき、江戸時代になってから「御朱印」と総称された。「御朱印」は八幡町という社会集団にとっての存在証明文書である。存在証明文書とは、個人や団体が当該社会のなかでの位置づけを証明する文書の意であり⁹⁾、一般的に言って、組織や集団における文書保管は存在証明文書を中心にヒエラルヒッシュな管理体系を持つと予想している¹⁰⁾。

次に、近世における八幡の都市としての特徴を記す¹¹⁾。17世紀段階から7千人規模の商業都市であり、この地域で生産される蚊帳・畳表を全国市場に販売する機能を持っていた。多くの有力な商人は上記特産品をはじめとする多様な商業経営や金融に従事し、大規模に経営を展開した。特に三都や蝦夷地に出店を持つ商人も多く、その利益が八幡の本店に蓄積されるという特徴的な都市経済構造を持っていたものと思われる。琵琶湖水運では重要な湊であり、大津・堅田とともに「親浦」とされ、所属船舶数・石数ともに大津・堅田・今津・海津・塩津について37艘という多くの船を所屬させていた¹²⁾。

1. 記憶のあいまいな創造

本節では17世紀後半に書かれた二つの由緒書を検討することにより、近江八幡において記憶が創造される様相を見る。

一つ目は、寛文12年（1672）9月の由緒書である¹³⁾。その内容は以下の通りである。①八幡町は「安土町」から引き移ってきたので、「信長公」が安土町へ下された「御朱印」を持っている。それを引き合わせて「関白秀次公」は「諸役御免許之御書」を下された。②「権現様」が関ヶ原戦で勝利し上洛したとき、八幡町へ「放火乱妨御赦免之御朱印」を下された。その時八幡町にある西本願寺に権現様が寄り、信長・秀次の文書を見せ、「八幡町諸役御免之御訴訟」を申し上げ、「御免許之御朱印」を頂戴した。③その後、間宮彦十郎が八幡町代官の時、手代山田惣兵衛が権現様御朱印を拝見したいというので持参し、案文を作りたいということで文書を山田のところに留め置いたところ、山田の養子の甥清三郎が斬り殺され、その騒動の紛れに権現様御朱印を「乱失」した。④権現様御朱印を「放失」したことを訴えるべきであったが、言う甲斐もなく延引している。しかし、「往古より諸役御免許之地」であるので引き続き諸役御免である。⑤以前に将軍が上洛するため伊庭御茶屋に入られた時、八幡町の者共は昼夜詰めて御用を達し、また朝鮮人来朝の時は西本願寺での昼休みの賄いの時に、八幡町の者は諸道具を調えるなど御用を達している。不足の場合は近隣の村々も勤めている。

つまり、家康の朱印状は2通あったというのである。信長朱印状・秀次判物を家康に見せて

9) 初めてこの語を用いたのは1997年のことである（拙稿「近世都市における宝蔵と文書『管理』」『史料館研究紀要』28）。なお、河内将芳「近世京都における町共有文書の保存と伝来について」（『地方史研究』237、1992年）・「近世京都における都市史料の管理をめぐって」（『歴史評論』561、1997年）は存在証明文書の保管に関する先駆的な研究と位置づけられよう。

10) 同前拙稿。

11) 前掲「町史」・「市史」、上村雅洋『近江商人の経営史』（清文堂、2002年）

12) 市史1 p32-33

13) 「町史」下の185号に翻刻がある。表1の5001。

諸役免許の朱印状を獲得したが、その後代官の手代が借用した時にその甥の養子が斬殺される事件がおこり、その騒動に紛れて家康朱印状を紛失した、という。この斬殺事件自体の存在が疑わしく、家康朱印状(禁制)に諸役免許文言がないことから、苦し紛れに理由を申し立てたのではないと思われる。

このような由緒書が書かれた経緯は以下の史料に示されている¹⁴⁾。

一寛文十二壬子年瀬田川御普請、其時ノ代官長谷川久兵衛様へ先規より諸役御免之由緒書
差上ヶ申候処、翌年丑ノ正月ニ江戸御赦免之御状被下、其悦ひとして八幡町中三日祝事
正月仕候

寛文12年に琵琶湖沿岸村々の水害を防ぐために、琵琶湖からの唯一の流出河川である瀬田川の普請が行われた。その負担は琵琶湖沿岸村々に課された¹⁵⁾のであるが、その際に八幡町は諸役免許の由緒を理由として免除を願い出た。文中の「先規より諸役御免之由緒書」が今検討している由緒書のことであろう。また、背景としては、隣村舟木村との舟運路維持負担をめぐる争論(寛文4年)も想定できる。詳細は後述するが、隣村との関係で生ずる負担も軽減するために諸役免除の由緒が利用される可能性は十分にある。

この件につき代官は、同年秋の検見の際に「御朱印」を実見し、「信長公・秀次公御朱印」¹⁶⁾には諸役免許の文言があるが、「権現様御朱印」には諸役免許の文言がないと認識する。しかし、それにもかかわらず先規の通りに諸役を免許すべきか、それとも他村並みに役儀を申し付けるかどうか勘定奉行に伺書を提出した¹⁷⁾。先に引用した「記録帳」の記述からは、勘定奉行の判断で認められたと推定される。すなわち、幕府は、徳川政権による証拠文書が存在しないことを認識しながら、諸役免許を認めたということがわかる。

二つ目の由緒書は、元禄12年(1699)4月に作成された。書かれた経緯は幕府代官の交替であろう。この由緒書の翻刻は存在しないのでここに全文引用しておこう¹⁸⁾。

金丸又左衛門様へ差上候由緒書之留

一信長公御黒印 天正十壬午年 当卯年迄百壹拾八年
一秀次公御黒印 天正十四丙戌年 当卯年迄百拾四年
一権現様御朱印 慶長五庚子年 当卯年迄百年

右三通頂戴拝納仕候

一信長公安土山へ被下置候御朱印、右之町当所へ御引移被為遊候故、拝納仕候御事
一八幡山下町ハ秀次公当御山ニ御在城之節、安土町を御引移被為遊、御黒印被下置、八幡山下町と申候、且又御城之堀へ湖水之船出入仕候様ニ被為仰付、他浦之船御指留被為遊、八幡浦へ寄宿致候様ニとの御朱印ニ而八幡浦□申候、然ル上南津田村ハ他領ニ而御座候へ共、湖水往還之印ノ標漣木ヲ八幡町より只今ニ至り建来候事
一権現様関ヶ原御凱陣御上洛被為遊候砌、八幡山下町へ被為寄 尊轡、御機嫌能被為遊御

14) 「八幡町記録帳」(近江八幡市立図書館蔵)。表1のなかの17101の全文。

15) 『新修大津市史』3(大津市役所、1980年)p13、清水保良編『琵琶湖治水沿革誌』第1巻(琵琶湖治水会、1925年)p60

16) 秀次掟書には朱印は押されておらず、花押が据えられている。信長・家康朱印状と連記される場合にはしばしばこのような表現となる。

17) 『竹橋余筆』巻四(『竹橋余筆』汲古書院、1976年、p223-225)

18) 前掲「八幡町記録帳」、表1の5002。

座候砌、八幡町と御改被為遊、頂戴仕難有拝納仕候、依之八幡町高五百六拾石余、家数千五百軒余之所、開基より百十年余之後、諸役御免許之所ニ而御座候事
一権現様御吉例ヲ以御代々御上洛之御海道筋ニ而御座候事
一朝鮮人參勤歸国共ニ八幡町御堂御昼休ニ而御座候ニ付、其砌八幡町之者共諸役人御宿相勤申候御事
一八幡町開基百年余ニ罷成候、先々より御蔵入ニ而高五百六拾石余、居屋敷ニ而家数千五百軒余御座候、右之内去寅年高貳百五拾石分地ニ被成、残テ三百石余之居屋敷家数八百軒余并御立山御蔵入ニ而御座候事
右之通少も偽り無御座候、前々之通書上ヶ申候以上

八幡年寄

元禄十二卯四月

福原次郎兵衛

志水六郎右衛門

金丸又左衛門様

冒頭に記されている通り、新しい代官へこの由緒書は提出されている。信長掟書は朱印状、秀次掟書は判物なのであるが、この由緒書での表記が間違っているのは何故であろうか。ともあれ、第二条では、秀次掟書について特に湖上船八幡浦寄港義務に言及し、南津田村を通過する舟運路の漂滞木にも言及している。同時期には、琵琶湖舟運船賃問題と南津田村水路維持負担問題という二つの争論が進行しており（後述）、それらがこの由緒書の背景に存在することが明白である。

また、第三条では、家康が関ヶ原戦直後に八幡町に来て八幡町と改称したとの記述のあとが非常に曖昧な文章になっていることに注意したい。「頂戴仕難有拝納仕候」という一節の目的語が明示されていない。「八幡町」という町名を頂戴し拝納したというのが素直な読み方であろうが、第一条の「拝納」の目的語が明らかに「御朱印」であることと比較すると、ここに「御朱印」と明記できなかった事情が透けて見えてくる。その次の文章も非常に奇妙である。素直に読むと文法的には家康から「八幡町」という新しい町名を頂戴したことによって諸役免許となったということになってしまう。冒頭には「権現様御朱印」を掲げながら、本文では「御朱印」に言及せず家康が諸役免許をもたらしたという作文をしているのである。信長朱印状と秀次判物は冒頭にも本文にも記載があることと対照的である。このような記述になっているのは、前述のように寛文12年（1672）の由緒書提出により家康朱印状に地子免許が記されていないことを代官が把握してしまったことが理由であろう。そのために家康に関しては「御朱印」という文字を出さずに諸役免許と結びつけたのである。したがって、当然のことながら、寛文の由緒書のような家康朱印状紛失顛末の記載もない。なお、將軍上洛道筋であること、朝鮮通信使昼休み場所であることについては寛文12年由緒書と同様に記載している。

以上の検討から、幕府に諸役免許の家康朱印状を保有していないことが知られているという認識のもと、八幡町は、<家康朱印状による諸役免許>という寛文12年の主張を変化させ、<家康による諸役免許>という根拠を曖昧化した論理にした、と把握することが可能である。これは、諸役免許が記されていない家康朱印状を、諸役免許が記されている先行都市の信長朱印状および秀次掟書と一体化させることによって、諸役免許を維持するための間接的な証拠として機能させようとする、一種の文書の読み替え行為である。偽文書ではないが、記憶の創造

という意味では偽文書の作成に準じる行為として位置づけておきたい。

このように寛文12年(1672)と元禄12年(1699)の二つの由緒書の提出を通じて、諸役免許の家康朱印状の有無は別として、諸役免許の由緒があり、それは家康により徳川政権下でも確定されたという記憶の創造が行われた、ということが出来る。これを幕府・領主も是認していたことは、後述するように、朝鮮通信使通行に伴う役負担を初めとする公儀の役が免除されていたことから推察可能である。

2. 記憶の編集

本節では、享保6年(1721)に編集された「八幡町記録帳」¹⁹⁾を分析することにより、17世紀後半に創造された記憶が18世紀前半に強化される様相を描く。

まず、奥書から「記録帳」の基本的性格を押さえておこう。

右此記録為八幡町永代之町中相談之上、従古来 御朱印箱ニ有之書物共其外諸事考合書記、都合三冊之内壹冊ハ 御朱印箱ニ納、壹冊ツ、両宿老方へ預置申候、縦何拾年相過候共毎年可為後記義ハ可載此帳面ニ付、為其所之蟲紙相残置申候、尤宿老改代之節此帳面新役人へ可致附屬者也

享保六年八月九日

八幡町惣宿老 仁保理兵衛

同

志水六良右衛門

ここから極めて重要な情報を引き出すことができる。

- ① 御朱印箱に保管されていた文書を中心として「八幡町永代」のために編集されたものであること。
- ② 「記録帳」は、3冊作成し、1冊は御朱印箱に保管し、残り2冊は宿老(のちの惣年寄)2人が1冊ずつ保管することとなった。
- ③ 宿老交代の際には、この記録帳を引き継ぐ。
- ④ 後年のために記しておくべき文書は追加記入する、そのために空白丁を残しておく。

①と④からは、この「記録帳」が、おそらく先例集として編集されたものであることが予想される。また、追記を最初から予定していることは情報蓄積形態の一つであることも示す。それ以外に注目すべき点がある。

19) 近江八幡市立図書館蔵。美濃大判半折縦帳。この現存する「記録帳」は、その最終丁に「近江国八幡町大字仲屋町上 西川貞三郎」という朱の蔵書印が押されていることから、もとは西川家所蔵であることがわかる。字体は明らかに近世のものなので、近世のうちに筆写されたものであろう。随所に見られる朱の追記は原本には存在しなかったと思われる。なお、京都大学文学部図書館の「八幡町記録帳」は西川家本の近代の写本である。したがって、「八幡町記録帳」の原本3種(後述)はいずれも現存が確認されていないということになる。なお、西川貞三郎は、西川伝右衛門家の明治期の当主であり、初代八幡町長にも就任した人物である。西川伝右衛門家は17世紀中頃から蝦夷地に進出し、18世紀半ばまでには場所請負商人になっていた家である。松前からの近江商人の撤退という流通構造の変動にもかかわらず、明治30年代まではその経営は比較的順調であったとのことである(注11上村前掲書)。近世八幡町政の上では御仕送人もしくはその老分でもあった(『町史』上p792、794)。御仕送人とは元禄11年から文政9年までの八幡町の領主である旗本朽木氏のもとで、御用達とともに旗本財政に関与する役職である。町政においても19世紀前半では、惣年寄のもとでの御仕送人寄合が惣町の意志決定の場として機能していた。したがって、代々の西川伝右衛門は、惣年寄が預かっていた、のちには惣町会所に保管されていた(後述)記録帳に接する機会は職務上あったものと思われる。

①からは、信長・秀次・家康などの「御朱印」ほかの古文書は享保6年以前から御朱印箱に保管されていたことがわかる。やはり、存在証明文書は記憶の創造以前から、あるいはそれ以後そう年数を経ずして特別な保管のされ方をしていたのである。②の保管場所については、19世紀前半までには惣年寄の手を離れて、惣町会所に保管されていたことが、現存「記録帳」の冒頭にある「町方記録帳面三冊之内、巻冊御朱印箱ニ有之、式冊会所ニ有之候」という天保13年（1842）の張り紙写しからわかる。享保6年以後天保期までの間により公共性の高い保管形態に変化したのである。

次に、表1により、記録帳の構成を見ておきたい。表1は、記録帳の内容を目録化したものである。各項目ともに、原文書が筆写されたものと経過を記述したもの（地の文）が混在する。その区別は、年月日欄が<>で括られているものが経過記述であり、そうでないものが原文書の写しである。こうしてみると、全体としてこの記録帳は原文書の写しの間に経過説明（地の文）が入るといえる、基本的には文書集という性格を持っているといえるだろう。この点で先に見たような由緒書（＝叙述）とは基本的には性格を異にするのである。以下、概要を便宜上三つに分類して説明する。

① 八幡町それ自体

壹番は、「御朱印」の写しである。八幡町にとって最も重要な存在証明文書がまず記載されている。ただし天正11年（1583）正月織田信雄定書²⁰⁾のみ記録帳に記載がない。

貳～六、拾～拾六番は、八幡町自身のこと記載されている。具体的に列挙すれば、日牟礼八幡宮、八幡城、年貢、由緒書、寺役、町々人足、火消道具、船、造酒運上、家数などである。

② 他の社会集団との関係

七～九番は、隣村舟木村との関係を示す文書が筆写されている。具体的な事項は、林山境杭という八幡町の領域に関する事、また、橋の維持や巡見使道筋掃除場といった負担区分の問題である。

拾六・拾七番は、琵琶湖側に隣接する南津田村との関係から作成された文書の写しがほとんどである。八幡堀と琵琶湖をつなぐ舟運路の維持負担に関する内容である。詳しくは後述する。

拾八番は、琵琶湖諸浦との舟運をめぐる関係から生じた文書である。舟運上の紛争解決に関するものも含むが、大部分は運賃協定に関する文書である。この件も次節で詳述する。

③ 諸役負担

拾九番は、朝鮮通信使と巡見使の通行に伴う負担が免除された経緯を示す文書である。貳拾番も同様で、こちらは琉球使節通行負担に関する事柄である。

なお、貳拾壹～貳拾三番（享保7～9年（1722-1724））は原文書の年代が享保6年以後であるので、記録帳成立後の追記であることが明白である。奥書の通りにこの「記録帳」が使われていることがわかる。また、九番は寛保3年（1743）の文書であるから、寛保3年以後にこの位置に挿入された筈である。そうすると、その時点で番号の付け替えが行われたことになる²¹⁾。

以上のように、この「記録帳」は、享保6年時点における八幡町の過去に関する情報を事項

20) 「町史」下Na153

21) 拾六番が重複している原因はこの点にあるのかもしれないが、単に西川家による筆写のミスである可能性もある。

別に分類し、番号付けを行って筆写し編集したものであることがわかる。幕府や藩といった組織体ならば、この時期に既にはるかに大規模で体系的な過去情報の編集が行われている。幕府であれば「御触書集成」や「撰要類集」²²⁾、藩では例えば長州藩の「国相府録」が存在する²³⁾。しかし、村や町その他の多様な社会集団ではかなり早い例に属するのではなからうか²⁴⁾。

表1 「八幡町記録帳」細目録

記録帳原番号	コード	枝番号	項目名/文書名/記載内容	年月日
	0		目録	
壹番	1000		御朱印	
	1001		信長公御朱印写	天正5年6月
	1002		秀次公御黒印写	天正14年6月
	1003		井出甚之助殿書付之写	(天正16)極月15日
	1004		京極若狭守高次殿掟書之写	文祿3年8月2日
	1005		権現様御朱印写	慶長5年9月19日
二番	2000		八幡宮之事	<寛弘2、文治3～天正10>
	2001		大猶院様御朱印之写(54石余寄附につき)	寛永20年11月17日
	2002		殿宥院様御朱印写(54石余寄附につき)	寛文5年7月11日
	2003		(鳥居・楼門・鐘の書上)	<鐘：慶長16年>
	2004		鐘堂普門院書付写	
	2005		(八幡宮年表)	<万治2～宝曆9>
	2006		(八幡宮大破修復につき町方助力願)氏子13ヶ村惣代→宮田田忠左衛門・井狩四郎左衛門	宝暦9年4月
	2007		(八幡宮修復助力引受につき書付)宮田・井狩→代官兩人	(宝暦9年5月)
(番外)	2100		(町役人名字帯刀などのこと)	<慶長～寛永>
三番	3000		八幡城(開基年と延宝7年検地帳の八幡山の間敷のみ記載)	<天正13、延宝7>
四番	4000		歳々御免定留メ(領主名と毎年の年貢率などを記載。*享保8年；諸役免許の地を理由に歩米免除願、許可のかわりに小入用銀賦課、ただし割付状には記載せず。*最後に文政9年幕領化を記載。)	<寛永9～文化13、文政8>
五番	5000		御代官衆へ差上ヶ候出緒書	
	5001		長谷川久兵衛様へ差上候由緒書之留(八幡町年寄3名→)	寛文12年9月
	5002		金丸又左衛門様へ差上候由緒書之留(八幡年寄福原次郎兵衛・志水六郎衛門→)	元禄12年4月
(番外)	5100		下ヶ紙分写(三河後風土記よりの引用)	<慶長6>
六番	6000		御検地之事	<慶長7・延宝6>
七番	7000		御林山境抗之事船木村立合	
	7001		(舟木村との山表境界の代官手代により裁定、坑木打つ)	<宝永5年6月>
	7002		(八幡町と社領の境界坑木裁定)	<正徳6>
八番	8000		三町縄手入口橋之事、并小舟木掃除之事	
	8001		(石橋掛け替えに殿様より入用銀)	<正徳6>
	8002		舟木村領内小舟木松原掃除場之義二付書通(巡見使道筋掃除場につき)舟木村年寄→八幡町年寄	7月25日
	8002		ならびに市井伝兵衛方へ書状写(八幡町掃除場へ土砂提供)舟木村年寄→八幡町市井	7月9日
	8003		(八幡町掃除場のこと)	
(番外)	8101		(鉄砲町砂取場荒地を物干場に貸し置く割付のこと)	<享保9か>
(番外)	8102		一札之事(鉄砲町物干場揚場銭につき)鉄砲町年寄→志水・仁保(惣年寄)	享保9年10月
九番	9000		八幡山船木村山境一義	<寛保3>

22) 服藤弘司「幕末御触書集成」別巻「解題」(岩波書店、1997年)、峯田佳寿子「撰要類集」(『国史大辞典』1987年)

23) 山崎一郎「萩藩における文書管理と記録作成」(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年)

24) 分類編集ではなく、項目別叙述ならば「博多古説拾遺」(『日本庶民生活史料集成』6、1975年)や武州八王子の「横山根源記」(『日本庶民生活史料集成』8、1977年、岩橋前掲注2論文に言及)がある。

記憶の創造と編集（渡辺）

	9001	(御林山八幡宮社領舟木村境杭出入りの経過)	<寛保3~4>
	9002	乍恐奉差上済状(双方境松木切り取らざる様被仰渡、和談受諾)八幡町年寄・舟木村庄屋→奉行	延享2年3月22日
拾番	10000	八幡町寺役之事(506軒半を町々に割り付け)	
拾一番	11000	町々人足出シ口之覚	
拾二番	12000	近江国村数并高寄郡之事	
拾三番	13000	火消道具割付之覚	
拾四番	14000	八幡舟木丸船并轡舟持	
拾五番	15000	造酒御運上之事(元禄10年より上納、宝永7年免除)	<元禄10~正徳5>
拾六番ア	15999	八幡町家数人数之事(1700軒、7568人、63町)	<享保6>
拾六番イ	16000	八幡町堀筋江通之儀二付出入或ハ改一切之書物并橋々之事	
	16001	南津田村伝兵衛証文之写 南津田村惣代辻伝兵衛→八幡肝煎惣代	寛永15年11月19日
	16002	右之取替証文諸事之写 八幡町→辻伝兵衛	寛永15年11月19日
	16003	乍恐言上(舟通路確保のため舟木村大手橋石垣につき出入り訴状)八幡町商人中・惣年寄次郎兵衛→奉行	(寛文4年正月)
	16004	乍恐御理り書(舟木村返答、橋は八幡町で維持してほしい)	寛文4年正月
	16005	覚(南津田村堀筋につき裁判書写、南津田村は端舟稼業のため深い浚濬に反対)今井七郎兵衛→八幡町・南津田村	貞享元年10月9日
	16006	乍恐口上書ヲ以御断申上候(八幡堀浚濬願、八幡町年寄2名→代官)、差上申一札之事(先ず沖洲浚い可申につき、八幡町年寄2名・南津田村作兵衛→代官)	元禄9年7月
	16007	式通目訴状写	元禄9年8月2日
	16008	三通目訴状写(濬標4本は八幡町で立てる)	元禄9年8月
	16009	四通目訴状写(南津田村沖洲の五六十間の堀幅狭きにつき御見分願)八幡町年寄2名→代官	元禄9年9月
	16010	五通目書上ケ(写)	元禄9年
	16011	六通目書上ケ写(南津田村舟50艘は無極印・無運上)	元禄9年10月
	16012	八幡より南津田へ遺す証文写(百石船通る程度の浚い、樽代40匁支払い)	元禄9年11月3日
	16013	南津田村より参候証文(上記に加え、坑木維持規定)	元禄9年11月3日
	16014	八幡町・南津田町双方より差上ケ申済状之事	元禄9年11月3日
拾七番	17000	南津田村分杭	
	17001	(水路番杭双方立合検分書上)	元禄9年11月17日
	17002	一札之事(右坑木御打被成則双方より一札取置被成候)	元禄9年11月17日
	17003	(編年記事)	<元禄14~享保2>
	17004	川浚格式	<享保3年>
(番外)	17101	(瀬田川御普請役免除を「先規より諸役御免之山緒書」を添えて願ひ、認可)	<寛文12>
(番外)	17102	(瀬田川御普請役免除)	<元禄11年10月3日>
(番外)	17201	(国絵図作成につき変地報告指示)	<元禄11年5月13日>
(番外)	17301	(湖水塩津教賢切抜、瀬田川筋浚湖中新田願につき意見聴取のため村役人呼出廻状)	丑(享保6)正月
(番外)	17302	乍恐以上書御断申上候(新田願は水路確保に問題ある旨)八幡町惣年寄ほか→御奉行	享保6年正月26日
(番外)	17303	江州蒲生郡八幡町惣年寄ならびに町中惣代之者口書(八幡堀が通行不可能となり町中は家業を失う)八幡町惣年寄ほか→大津役所	享保6年正月26日
	17005	(舟木村大手橋石垣落石引き上げ人足を八幡から出し、修復工事は入札で行い、費用は八幡町負担の模様)	<享保8年10月>
	17006	(八幡宮ノ橋石垣修復)	<享保9年正月>
	17007	(南津田村・舟木村川浚い)	<享保9年7月>
	17008	(舟木村大手橋土手修復)	<享保9年11月>
拾八番	18000	諸浦運賃極并証文之事	
	18001	(大津より八幡への田作船賃引き上げにつき一札)大津舟持年寄→八幡町御問屋衆中	万治4年2月4日
	18002	一札之事(大津与助船藩衛につき詫状)大津百艘惣代→八幡商人中	寛文6年12月21日
	18003	一札(盗品惣兵衛より買取につき詫状)中庄村十兵衛→八幡商人衆	寛文7年4月25日
	18004	一札(盗品買取・惣兵衛へ売却二付詫状)長命寺惣兵衛→八幡商人	寛文7年4月25日
	18005 1	湖舟路遠近之覚(今津船賃定、若州小浜熊川と近江八幡よりの今津浦への争論の結果)今津源左衛門以下4名・問屋船持中→若州若狭・熊川・近江八幡山問屋商人衆中	寛文8年11月1日
	18005 2	急き荷物仕立舟銀舟賃覚、今津源左衛門以下4名・問屋船持中→若州若狭・熊川・近江八幡山問屋商人衆中	寛文8年11月1日
	18005 3	(若州小浜熊川と近江八幡より今津浦への争論の結果、会所座廃止と運賃規定につき一札)小浜4名・熊川1名・八幡山4名→金沢藩役人	寛文8年11月1日

	18005	4	(今津との協定書に八幡河口小舟の件書き載せざるにつき書状) 四藤源次長親→諏訪長右衛門	申(寛文8カ)11月1日
	18006	1	覚(大津よりの干鰯船貨出入りにつき裁決状) 大津代官・船奉行・八幡町代官・京都郡代→八幡浦充人百姓中	寛文13年8月4日
	18006	2	大津より八幡町へ積み下し申請式船貨覚(宝永4年までの運賃規定) 大津両宿2名→八幡町売人中	寛文13年8月15日
	18007		一札之事(大津五兵衛舟焼舟の儀につき詫状) 大津船主・百艘惣代・大津問屋→八幡町商人衆中	元禄元年11月5日
	18008		証文之事(諸色高値のため大津より八幡へ積み下り候諸荷運賃願につき) 百艘惣代・大津問屋・挨拶人八幡舟仲間→八幡町商人中	宝永3年6月24日
	18009	1	証文之事(海津・大浦船貨願につき) 海津舟年寄・大浦舟年寄・挨拶人大津海道市兵衛→八幡町商人中・年寄中	宝永4年11月14日
	18009	2	証文之事(八幡・舟木持舟貨願につき) 八幡舟木年寄2名→八幡町商人中・年寄中	宝永4年12月
	18009	3	覚(海津・大浦増舟貨の件八幡町同意につき) 八幡町惣年寄・商人惣代・商人仲間役人・挨拶人大津海津屋市兵衛	宝永4年11月17日
	18010		覚(海津舟持より船貨引き上げ願) 海津問屋惣代・船持惣代→八幡町商人中惣代河内屋次郎右衛門	元禄15年3月11日
	18011	1	一札(大津舟持干鰯荷物運賃三割増のかわりに御救銀加算につき) 大津百艘舟持惣代・挨拶人海津屋市兵衛→八幡町商人衆中	宝永7年3月
	18011	2	挨拶済口之覚(干鰯荷物船貨三割前銀御借シ被成につき) 挨拶人海津屋市兵衛→八幡町商人衆中	寅(宝永7)3月
	18011	3	挨拶済口之覚(干鰯荷物船貨御救銀加算につき) 挨拶人海津屋市兵衛→八幡町商人衆中	寅(宝永7)3月
	18012		一札之事(大浦孫次郎舟難船のため荷物紛失につき詫状) 大津舟主・舟年寄・大津問屋→八幡町商人中	正徳5年6月
	18013	1	証文之事(大津船持より干鰯舟貨に御救銀加算につき) 大津百艘惣代→八幡町商人衆中	正徳5年8月24日
	18013	2	証文之事(大津舟持諸荷物運賃に御救銀加算につき) 大津百艘惣代→八幡町商人衆中	正徳3年2月27日
	18013	3	証文之事(海津・大浦・塩津三ヶ浦舟貨に御救銀加算につき) 海津・大津・塩津舟持惣代→八幡町商人衆中	正徳3年3月16日
	18013	4	証文之事(今津舟持運賃に御救銀加算、四割増につき) 今津舟惣代・今津問屋→八幡町商人中	正徳3年3月27日
	18014	1	覚(大津舟持運賃貨幣改鑄に伴い改定につき証文) 大津百艘舟持惣代・大津問屋→八幡町商人中	享保4年2月1日
	18014	2	(慶長の元舟貨新銀を以て運送せよとの申渡) 大津船奉行→江州浦々舟持・問屋	享保7年4月
	18015		(享保8:海津よりの鱈荷物運賃八厘増、享保11:大津より塩荷物六分五厘増)	<享保8、11>
	18016	1	(湖水渡海舟貨三割増につき京都町奉行仰せ渡し)	元文4年2月13日
	18016	2	(上記につき経過:今まで八幡町が諸浦と個々に協定を結んできた慣行を維持するために訴訟開始。周辺諸浦は同心せず、八幡町単独の訴訟になる。大津での交渉は不調。下にて相対で決めることになる。志賀郡は五割半増で決定、これを提示されるが拒否。二分五厘増の証文提出。)	<元文4>
	18016	3	右御礼進物	(元文4カ)
	18016	4	乍恐奉差上済状(湖上九ヶ浦と八幡町商人との船貨を相対で決めることに合意) 八幡町商人惣代6名・湖上九ヶ浦惣代5名・扱人2名→京都町奉行	元文5年6月4日
拾九番	19000		朝鮮人來朝之事、附附り御巡見御国廻り并琉球人之事	
	19001		(使節・御鷹・宮入の通行、奉行名・当地代官名、出典「六郎右衛門日記」)	<明暦元>
	19002		(御巡見様御通り、巡見使3名の宿泊先のみ)	<延宝5>
	19003		(朝鮮人來朝につき宿々見分、「御宿附之覚」)	<天和元>
	19004	1	(朝鮮人通行につき巡見使、宿附の覚ほか)	正徳元年8月6日
	19004	2	朝鮮人十月三日当地へ御越惣人数之覚	<正徳元>
	19004	3	(馳走記録)	<正徳元>
	19004	4	朝鮮人人馬割衆より御廻状之写(御鷹通行の人馬準備につき) 平岡孫市ほか2名→淀・大津・守山	正徳元年7月29日
	19004	5	(諸役免許地ゆえ人馬赦免の訴訟、京都郡代は不調のため領主朽木氏家老が工作して免除となる)	(正徳元年7月)
	19004	6	人馬割御奉行衆より御触直之御廻状写(八幡にて人足継ぎ替え無用)	正徳元年8月6日

記憶の創造と編集（渡辺）

	19005	0	一享保四年朝鮮人八幡町御通り之覚	<享保4>
	19005	1	(6月11日宗氏家来見分、15日賄い荷物参る、御鷹宿割)	
	19005	2	(9月14日朝鮮人通行の宿割、馳走の詳細な記録)	
	19005	3	乍恐書付ヲ以申上候(人馬御用免除願)八幡町惣年寄→奉行所	享保4年5月3日
	19005	4	乍恐書付ヲ以申上候(賄い荷物持送り人馬免除願)八幡町惣年寄→奉行所	享保4年5月
	19005	5	(経過説明:一旦負担しておいて、後から国割り願を出すことを二条役方で示唆される。)	
	19005	6	乍恐書付ヲ以申上候(献上鷹馬通行の人馬御用免除につき御礼)八幡町惣年寄→奉行所	享保4年8月23日
	19005	7	乍恐以書付ヲ申上候(献上御鷹の人馬を山一彦根の付け通しとする願)八幡町惣代2名→鈴木九大夫ほか1名	享保4年8月
	19005	8	乍恐以書付ヲ御願申上候(賄荷物持送り人足賃銭「割合」願、「人馬御用御赦免之所」)八幡町惣年寄→奉行所	享保4年12月19日
	19005	9	覚(賄い荷物人足賃銭書き上げ)八幡町惣年寄→奉行所	享保4年12月29日
	19005	10	乍恐以書付ヲ申上候(賄い荷物持送り人足賃銭「御国割」願、経過説明)八幡町惣年寄→奉行所	享保5年3月10日
	19005	11	覚(持ち送り人足賃銭書き上げ)八幡町惣年寄→奉行所	享保5年11月29日
	19005	12	(品川問屋より回状写し)品川問屋・年寄→川崎より先々問屋・年寄中	享保4年5月8日
	19005	13	(守山・彦根人足書上)八幡町惣年寄→	享保4年11月
	19005	14	文言之覚(代官26人の印鑑送付につき書状、大津江戸屋吉右衛門あて)	—
	19005	15	乍六々敷御受取飛脚被遣可被下候(此油紙包み添え状ともに其元より品川問屋へ届け依頼)八幡町仁保理兵衛ほか1名(惣年寄)→大津八丁にて江戸屋吉右衛門	正月17日
	19005	16	(人足賃銭下付通知)豊前・肥後役所→守山宿・八幡町問屋・年寄兼中	丑6月28日
	19005	17	奉請取銀子之事(人足賃銭378匁余受取、国割銀のうちにて)八幡町年寄→諏訪肥後守・河野豊前守 役人中	享保6年7月5日
	19006		(還付人足賃金頭立案中へ預金勘定記録、「宝物」「未代迄之証拠」として配分せず)	<享保6~18>
	19007		(年貢銀勘定書き上げ)	<寅~申>
	19008		(巡見使通行のことはその時々帳面が会所長持にある)	
	19009		(寛延3年朝鮮人来朝時の記録は会所帳箱にある)	<寛延3>
	19010		(巡見使への「馳走」記事、帳面書付は別に惣年寄兩人が所持)	<延享2年>
	19011	1	(東海道筋整備につき申し渡し)池田筑後守ほか1名→朽木周防守役人中→国府十郎兵衛ほか1名→惣郷中、八幡町惣年寄→村方十八ヶ村	宝暦12年10月11日
	19011	2	覚(八幡町西出口掃除の土砂は小舟木村、人足は八幡村負担、朝鮮人街道持場負担のことか)八幡町惣年寄→国府十郎兵衛ほか1名(代官か)	宝暦12年10月11日
二拾番	20000		琉球人之事(琉球人割賦高掛免除願が認められる)	<享保2>
	20001		覚(江州一國役掛高・朽木和泉守領分高掛金高書上)代官手代3名→朽木役人中	子5月
二拾一番	21000		湖水切抜願人之事(願人八幡に来て説明、検使派遣、願人の見積もり大いに相違)	<享保7>
廿二番	22000		御救米之事(米穀高値のため拝借米百俵下付、町中御救米として1034人に配分)	<享保7>
廿三番	23000		(宮ノ橋掛け直し入用書き上げ)	<享保9>
(番外)	23101		(両元町へ家々に水取)	<享保9>
(番外)	23102		(日光社參御供掛銀上納)	<享保13>
(番外)	23103		(三丁細手入1橋普請入用、嶋之郷村と分担)	<享保15>
(番外)	23104		(鍵手町札場普請、本町橋石垣修理、清四郎橋石垣修復、青屋橋石垣修復)	<享保15、16>
(番外)	23105		(米穀高値につき御救い米644人に配分)	<享保18>
(番外)	23106		(八幡町内商家の奉公人家出死亡事件の処理費用負担につき)	<享保20>
(番外)	23107		(二条城守衛の大番頭逝去のため朽木和泉守大番役就任につき八幡町惣年寄大津にて挨拶)(朽木氏御登り御用金仕送り人へ賦課)など、その関連記事	<享保19>

- 注1. 記録帳番号欄の「(番外)」とは、番号項目の表題と合致しない記載内容であることを示す。
 注2. コード付与の原則は以下の通り。万・千の位が原番号、百の位は0が原番号内、1が番外であることを示す。十と一の位は原番号内での通し番号で同一事案の場合は同じ番号を付与した。孫番号は同一事案で複数の文書写もしくは経過記述がある場合に用いた。
 注3. 「項目名・・・」の欄では、記録帳に記載されている文書名・柱書・事案名をまず記し()内に内容を適記した。また、記録帳に三つのいずれもない場合にも()で内容を示した。→の前は作成者、後ろは宛先を示す。
 注4. 年代欄は()内は渡辺による注記、<>は経過記述、太字は享保6年以後の追記であることをそれぞれ示す。

3. 「八幡町記録帳」の編集意図

本節では、「記録帳」の内容から編集意図を探ってみたい。再び表1を御覧いただきたい。まず、記載意図が最もわかりやすい例から始めることとする。拾九番は「朝鮮人来朝之事、附り御巡見御国廻り并琉球人之事」という項目名のもと、明暦元年(1655)から享保6年(1721)までの関連記事と文書を収録する。このなかで、正徳元年(1711)の時に朝鮮人来朝に伴う人馬負担が願により免除となった経過を示す記述があり、原文書も3点筆写されている(19004-1、4、6)。経過記述のなかで「従先年諸役御免許ニ而人馬出し不申候処、以今人馬指出シ候儀御訴訟申上可然と御陣屋御役人様方へ御断申上」と諸役免許を主張したとされる(19004-5)。経過としては最初の京都郡代への訴願が不調であったため、領主朽木氏を通じて工作したという。赦免願書それ自体の写は収録されず、その結果としての八幡町での人足継ぎ換え無用の廻状が筆写されている(19004-6)。

享保4年(1719)の朝鮮人来朝の時は、献上鷹通行人馬は一旦賦課されるが願により免除となった。しかし、賄い荷物持ち送り人足の免除願は後から割り願を出すことを教唆されたために願書を引き下げ、一旦は負担した。翌々年願により還付され、この金を「宝物」「末代迄之証拠」として町人に配分せず運用したという経過を辿る。以上の経過を示す願書を中心にここでは14点の文書が収録されている(19005)。このなかでは、享保4年12月19日付けの願書のなかで、「八幡町先規より人馬御用御赦免之所ニ而御座候ニ付、先達御断申上候処被為聞召上、当年も前々之通人馬御用御免被為下難有奉存候」と述べられている(19005-8)。「記録帳」が成立した後は、還付された人足賃金の会計記録も追加記入された(19006)²⁵⁾。

このように、この項目での記載文書はいずれも諸役免除の経過を示すものであり、記載意図は明白である。しかし、この訴願で「御朱印」が持ち出されたことを示す文言は経過記述においても文書においても存在しない。文書では、八幡町が「人馬御用御赦免之所」であるという表現はある。地の文でも「諸役免許之所」という表現にとどまり、「御朱印」に言及しない。このことは先に見た二つの由緒書のうち元禄12年の特徴に近似する。

貳拾番「琉球人之事」も拾九番と同類である。20000の経過説明(地の文)によれば、享保2年(1717)2月に琉球使節通行に伴う高掛役の免除願を八幡町に提出する。その根拠は同町が「諸役免許之所」とであるとされている。最初は京都町奉行所へ訴えるが、担当違いということで美濃笠松の代官へ訴え、結果としては免除となる。代官手代から朽木氏役人中への高掛目録も記載されており、そこには「五五八石三斗五合 八幡町高役引」と明記されている(20001)。すなわち、「諸役免許」されたことの記録を記載したということになる。こうした記載の蓄積が後世の証拠となっていくのである。しかし、ここでも「御朱印」には言及されない。

拾七番の番外(17101、17102)にある、瀬田川普請役免除に関する経過説明も同様の意図から記載されたものと思われる。寛文12年(1672)の方では、1節で紹介した同年「先規より諸役御免之由緒書」に言及していることがわずかに「御朱印」と関連するが、「御朱印」それ自体

25) なお、享保4年の朝鮮通信使荷物運搬人馬役は八幡町近くの十王町も免除されている。その理由は、朝鮮通信使通行時に作られる仁保川橋掛け普請の負担であった(「市史」1p183、水本邦彦氏執筆部分)。このことから、実態としては八幡町の人足賃金負担免除は地域社会のなかで突出した「特権」ではないことがわかる。

に関する記述はない。元禄11年（1698）の方では「湖水浦々ハ不残入用銀掛申候得共」とあって、琵琶湖諸浦のなかで八幡町のみがこの役が免除されているという。この点については、『琵琶湖治水沿革誌』第1巻に「寛文十年瀬田川本瀬浚概要及寛文十二年沿湖村々瀬田川浚同意不同意意志表示並各村々高」という表があり、そこでは堅田・海津・今津・大浦は同意の村として出ているのに対し、近江八幡は大津とともに見出すことができない²⁶⁾。近江八幡は瀬田川普請役を免除されていた可能性が高い。つまり、この事項も諸役免許の記録という意図があることがわかる。

公儀の役が免除されることに関する文書の写しや経過説明は以上である。次に、地域社会での諸負担に関する事項を見たい。

それは、拾六番「八幡町堀筋江通之儀ニ付出入或ハ改一切之書物并橋々之事」である。元禄9年（1696）に北隣で琵琶湖への水路（沖洲と江通り）が貫通する南津田村との間で、浚渫の深さ（百石船が通過できる程度）と水路維持をめぐる負担区分（南津田村への樽代40匁支払い、坑木打ち替え）が確定した。これは寛永15年（1638）以来の争論が決着したものであり、以後この原則で水路の維持、中洲・堀浚いなどが行われ、特に享保期には「前々と違随分心よく穏便ニ而浚相済申候」と秩序の安定を見る。

この背景を説明すれば以下の通りである。八幡堀出口（＝南津田村）の湖上沖合に砂州があり渇水時には水路を浚渫をしないと船が通過できなかった。八幡町は都市の流通機能維持のために浚渫を行う必要があり、南津田村は舢舨（田舟と共用）50艘の利害から深い浚渫に反対であった。

八幡町は最初の7月付けと8月2日付けの2通の訴状（16006、16007）では自己主張の補強として「御朱印」を持ち出さないが、事態打開のための三・四通目の訴状（16008、16009）では八幡への入港義務を明記した秀次判物を冒頭に掲げ、五通目の書上（16010）では舟運特権に言及しない信長・家康朱印状も冒頭に掲げる。現実の訴訟過程でこのような歴史の動員が有効であったかどうかは疑問だが、訴訟を少しでも有利に導くための道具として「御朱印」が使われていることがわかる。

本項目の記載の意図は明白である。南津田村との間での水路維持秩序確定の証拠として記されたのである。ここでようやく「御朱印」使用が見られるが、最初からそれを掲げて訴訟を行っていたのではないことに留意しておく必要がある。

三つ目の記事類型として琵琶湖舟運をめぐる他の浦々との交渉に関する事項がある。拾八番「諸浦運賃極并証文之事」がそれであり、「八幡町記録帳」のなかではこの項目が最も分量が多い。表題の通り、琵琶湖諸浦との船賃協定に関する文書がほとんどであるが、それ以外にも舟運上のトラブル解決に関する文書も含まれている。このなかからいくつかを取りあげる。

まず、寛文8年（1668）の今津との争論（18005-1、2、3）は、若狭小浜・熊川と共同して今津を提訴したものである。今津に「会所座」があり舟運を独占し増運賃を徴収するなど流通を阻害していると加州金沢奉行所に訴えた。この訴状そのもの²⁷⁾は記録帳に筆写されていない

26) 『琵琶湖治水沿革誌』第1巻（注15前掲）p60。この表は「高嶋郡水尾村大字鴨小島宗治郎氏所有ノ毎日御公儀様ニ上ル人数扣ト題スル帳籍」と典拠が明示されているので信頼できると判断した。

27) 「町史」下549号、「町史」上p877。

いが、八幡町にとっての成果である今津会所座の廃止と運賃規定制定を明記する文書がここには記載されている。今津との間の近世的舟運秩序確定を示す文書であるからここに筆写されたものと思われる。ただし、一連の文書のなかでは「御朱印」には全く言及されない。

次に、寛文13年(1673)の天津との船賃値上げ争論がある(18006-1、2)。この結果として、宝永4年(1707)までその後24年間効力を持つ船賃規定が結ばれる。それを示す京都郡代裁判書と船賃規定が筆写されている。

宝永3・4年には海津・大浦との間で船賃値上げが取り決められる(18008、18009)。海津・大浦が船賃の三割増しを要求したことに対し、八幡町は「以前之由緒」を主張し同心せず、最終的には形式的には同意するも八幡入港船のみ一割軽く積むという決着を見る。その証文が記載されている。天津への船賃は八幡町船持ちの希望通り値上げが承認された。

宝永7年にも津との間の船賃が値上げされた(18011)。もっとも八幡町は三割増に同意せず、他浦と揃えるため形式的に同意するも御救銀などの名目を立て実質二割増にとどめた。八幡町の主張の根拠は、寛文13年京都郡代裁判書と宝永3年天津百艘船持惣代からの手形である。したがって、ここでの一連の記載は所有証拠文書利用の記録でもある。なお、ここでも「御朱印」は根拠になっていない。

正徳3・5年(1713、1715)の諸浦(天津・海津・大浦・塩津)との船賃値上げ問題については、値上げはしないが当分御救銀を加算することで合意した(18012、18013)。その根拠は「先年御郡代様御定之御証文」すなわち寛文13年京都郡代裁判書であった。これも所有証拠文書の利用記録であり、かつ「御朱印」は一切出てこない。

享保6年(1721)以後の追記部分には、元文4～5年(1739～1740)における九ヶ浦船持ちと八幡商人の間の船賃出入りに関する経過説明と合意書が記されている(18016)。重要な点は、それまで船賃が浦相互の個別協定により決められてきたことに対し、京都町奉行が一括して決定することに変えられようとしており、八幡町はこの点に抵抗していたということである。船賃は2割5分増に決着したのであるが、船賃そのものもさることながら、運賃を湊ごとに相対で決める慣行の維持に意味があったようにも思われる。

以上のように、拾八番の項目に記載されている経過説明および文書写は、琵琶湖諸浦との運賃決定が、個別の協定によって取り決められてきたことを示す文書を主としていると把握することが可能である。公儀に依存しない「輝かしい歴史」の編集であることは間違いない。また、寛文13年京都郡代裁判書が交渉の根拠として使用されてきたことも示す。「御朱印」への言及が経過説明の地の文も含めて全く存在しないことも特徴的である。

なお、『近江八幡の歴史』1によれば、西回り航路の開通による琵琶湖舟運衰退²⁸⁾のなかで元禄期には三ヶ浦と小さな浦々との間で争論が頻発するようであり、三ヶ浦が特権を保持する²⁹⁾。しかし、そうした特権保持の証拠文書である元禄12年(1699)「江州湖水浦々廻船之次第」³⁰⁾が「記録帳」に記されることがないのは、同文書が堅田を「諸浦の親郷」とし天津と八幡を「堅田の浦組」としているからであろうか。つまり、この本の編集には八幡町がより優位

28) ただし、母利美和氏は西廻り航路の整備による琵琶湖舟運の衰退を明確に否定している(『新修彦根市史』第二巻通史編近世、2008年、587-588頁)。

29) 杉江進氏執筆部分。

30) 「市史」1 p35。

性を持つことが示される文書を選択して配列した可能性も考えられる、ということである。

以上の検討から言えることは、「八幡町記録帳」は、琵琶湖舟運運賃決定方法や近隣村落との関係で発生する諸負担、さらに公儀の諸負担において八幡町が特別な位置にあることを確認するために編集されたものであることがわかる。すなわち、「記憶」の強化の手段としてこの文書集は編集されたのである。

但し、記録帳に記載されている様々な争論のなかで、「御朱印」が免除の証拠として機能するのは、南津田村との水路争論だけであることもわかる。それも、三通目の訴状から少しずつ出てくるだけである。また、問題になっていることは隣村との水路維持負担であり公儀の役ではない。

つまり、享保段階では「御朱印」を前面に出すことを避けているのである。これは元禄12年（1699）山緒書の延長線上に位置し、さらに根拠をあいまいにしている。創造された「記憶」の根拠があいまいなままに「諸役免許の地」という主張だけが繰り返され、それが有効性を持っていると評価できよう。

なお、享保19年（1734）『近江輿地志略』³¹⁾では、八幡町にある金台寺（西本願寺西別院）のところで朝鮮通信使旅館の記述はあるのに家康が関ヶ原戦直後に立ち寄ったことの記載がない。八幡町の叙述³²⁾でも豊臣秀次は四回出てくるが、家康は全く出てこない。外部者の叙述ではあるが、このことは、享保期には家康が八幡町の過去認識のなかで非常に重要な存在ではなかった可能性を示す。

4. 記憶の編集のゆくえ

享保6年（1721）に成立した「八幡町記録帳」は、その後どのように取り扱われていったのか。八幡町においてどのような存在であったのかをここでは検討したい。

まず、訴願のために記録帳を利用した例を挙げる。文化元年（1804）、瀬田川土砂留一件があり、その際には以下のように過去を参照し証拠文書を準備した。

西川日記³³⁾ 文化元年11月23日条

兼而瀬田川辺土砂留一件之儀ニ付、伴氏へ平井佐左衛門殿より飛脚到来、委細書状申来ル、依之九ツ時より打寄示談致候、則会所記録四冊伴氏ニ取寄、色々相談致候所、弥京都御役所へ相願候様示談相極り、其趣平井氏へ伴氏へ返書遣候

瀬田川土砂留普請の役負担が生じそうになり、それへの対処を相談するとともに、「会所記録四冊」を用いて過去の経緯を調査したようである。この四冊のうちの最も古い一冊が享保6年記録帳であった可能性は極めて高いと思われる。その後、11月29日には「瀬田川辺土砂留メ一件弥近日願出可申付、御朱印之写北村氏へ相頼写し申候」と、訴願の準備のため「御朱印」の写を作成している。その後、翌年6月2日には

夜四ツ時西氏御出明朝より急ニ御出京之由御申被成、則八幡町記録式冊、朝鮮人御用帳一

31) 膳所藩土寒川辰清著、『大日本地誌体系』4（大日本地誌大系刊行会、1915年）。

32) 同書p47-52。

33) 滋賀大学経済学部附属史料館蔵西川伝右衛門家文書 家1。西川伝右衛門はこのとき惣年寄。引用史料中の「伴氏」は伴庄左衛門で前惣年寄。

冊、其外瀬田川土砂留一件之諸書もの、風呂敷包御預ヶニ御出被成、預り置候也とある。「西氏」は西谷善太郎のことで、この年の前後には御用達や御仕送老分を勤める惣町役人クラスの人物であり、日記の書き手である西川とは同じ様な立場にある。この件をめぐる京都町奉行所とのやりとりがあって急に出京を命ぜられた際に、この訴訟のために手元に借り出しておいた文書を同僚の西川に預けたという。急遽返却できない先としては惣町会所が想定される。会所の「八幡町記録式冊」がここでも参照されていると推測できる。

もう一例挙げたい。天保12年(1841)に、八幡町を草津宿の助郷に加えようとする件が起きた。

梅原日記天保12年6月8日条³⁴⁾

諸書物取調、諸役御免ニ相成候古来より之旧記抜書壱冊、御由緒書、御朱印写、都合三冊、并草津宿助郷差村御免願書、惣年寄兩人・町々年寄惣代年寄吉三郎・久兵衛四判連印、御公役向島貞兵衛様・町田庄三郎様兩名宛相認、此度出信ニ付御役所へ相届候上、十二日草津泊之積、御公役へ差出可申積、次郎兵衛并年寄惣代之内久兵衛同道十二日草津へ出役之積

八幡町役人たちは、草津宿の助郷を免れるために、由緒書や「御朱印」の写とともに、「旧記抜書」を準備している。ここでいう「旧記」が記録帳を意味することを以下に示す。

梅原日記同年6月25日条には「御判物風入ニ付、山形屋甚五郎より取寄、惣年寄兩人麻上下ニ而取計相済、即刻月番へ渡、尤旧記三冊之内老冊右御箱へ入渡」という記事が見られる。これは「御朱印」虫干という一年に一度行われる行事³⁵⁾の記述である。御朱印箱を山形屋西川甚五郎(御朱印預り月番)から惣年寄梅原が受け取って「御朱印」の虫干を行いつつ西川甚五郎に返したという意味である。その際に旧記三冊のうち一冊を御朱印箱に入れたという。この「旧記」が、記録帳を指すであろうことは、享保6年記録帳の記録帳冒頭部分の書き込みを参照すると了解される。

町方記録帳面三冊之内、壱冊御朱印箱ニ有之、式冊会所ニ有之候内壱冊当町御役所へ差出置候様被仰付、福田林左衛門様・小林六右衛門様御両所様へ差上置候

天保十三寅年十月廿九日

三冊の内一冊を御朱印箱に入れたという共通性から、旧記が記録帳であると推定しても構わないのではあるまいか。

6月25日条の「旧記」が記録帳であるとすれば、同月8日条の「旧記」にも記録帳が含まれるというのが自然な解釈であろう。一つ目の例と考えあわせると、享保6年記録帳に始まる記録帳のシリーズが存在したことも想定できる。八幡町では諸役免許訴訟のたびに記録帳などの「旧記」を利用しながら訴訟を行っていたのである。さらに、こうした訴訟行為が行われる度に、「旧記」に記録されていったことも忘れてはならない。この件でも梅原日記同年6月24日条に「旧記書入相済」とある。そもそも記録帳を編集する目的が後世の訴訟に備えてとのことであったことは容易に想像できるので、第一に指摘したこの点は最も一義的な利用の例ということができよう。

34) 滋賀県立図書館寄託梅原康治家文書16「拾六番日記」。これは惣年寄の職務日記である。

35) この「御朱印」の保管体制と後述の文政期の町方騒動については別稿を予定している。

次に、二義的な利用例として、惣町会所と御朱印箱に別れて保管されていた記録帳が住民によって筆写されるということがある。

現存が唯一確認されている享保6年記録帳が西川家の写本であること自体が、上層町人の利用例ということになる。この本には多数の朱の書き込みがあり、字体から近世の注記と推定している。八幡町の惣鎮守ともいべき比牟礼八幡宮の縁起の記述に出てくる寛弘2年（1005）を享保6年（1721）から717年前とすることを最も古い年代として、信長朱印状の天正5年（1577）、家康朱印状の慶長5年（1600）など11の年代について享保6年までの年数を示している。その最も新しい年代は検地が行われた延宝7年（1679）である。そのほか、信長・秀次・家康などが出てくるところでは、朱書の注記がなされている。例えば、天正14年（1586）秀次朱印状にはこのような注記がある。

関ヶ原御陣は慶長五年之義、是より十四年跡之義也、此天正十四年ハ太閤様天下とらせられて姓を豊臣と御改、家康公初而上方へ御登り、秀次公參議に任せられ、未閑白ニハならせられざる時之義也

また、慶長5年家康朱印状のところには以下のような注記がある。

関ヶ原御陣石田三成敗北ハ九月十五日なれハ、十九日には定而八幡町御昼休などにやあるへし、其節頂戴いたしたるなるへし

このように、惣町レベルの役人でもある上層商人では、記録帳にアクセスできる立場を利用して、その比較的正确な写本を作成し、それぞれの関心に応じて注釈を加えていったのではあるまいか。

次に、一般町人の利用例を挙げておく。近江八幡天明騒動³⁶⁾の記録である「池井蛙日記」の著者である薬屋五兵衛の家では、「八幡町記録帳」の冒頭部分を写し取った「八幡町御朱印写」を作成・所持している。写し取られているのは、「御朱印」の写と比牟礼八幡宮の縁起である。薬屋五兵衛家は寛政4年（1792）時点で池田町四丁目に居住する薬種仲間の構成員であった（町史上p700）。職種からすればある程度の規模を持つ経営を行っていた可能性もあるが、町史上巻の限りでは町役人などに就任したことはなく、天明騒動では指導グループの一人であった。

また、苗村家文書（滋賀大学経済学部附属史料館）にも「御朱印写」がある。これには「八幡町記録帳」にはない家光・綱吉・吉宗の朱印筆写も含まれている。苗村家は寛政元年（1789）時点で簾屋弥右衛門という干鯛屋仲間の構成員であった。近江八幡の干鯛屋仲間は近江の松前問屋から仕入れるのではなく北陸地方や兵庫・大坂の商人から仕入れていた（町史上p686-687）から大規模な商人ではないだろう。苗村家の「御朱印写」は、末尾の書き込みにより塩屋忠左衛門から借りて筆写されたものであることがわかる。塩屋忠左衛門は為心町元に居住し、麴屋

36) 天明6年（1786）の飢饉期に起きた惣町会所入用勘定の吟味を求めることを発端とした町方騒動。会所入用の返還と領主からの御救米金を実現するが、指導者の捕縛がはじまると打ちこわしに展開し、惣年寄の入札の結果、指導者がわが惣年寄に就任するという結果となる。【豊田武著作集】第四巻（吉川弘文館、1983年、初出は1952年）、原田伴彦『日本封建都市研究』（東京大学出版会、1957年）・同著『近世都市騒擾史 原田伴彦著作集別巻』（思文閣出版、1982年）、林基『続百姓一揆の伝統』（新評論、1971年、初出は1963年）において言及ないし分析されたことがある。近年では、社会的結合論の観点から、菅原憲二「日本近世都市会所論のこころみ」（朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質 近世・近代』思文閣出版、1995年）がこの騒動を分析している。

表2 慶応4年「由緒書」の構成

和暦	西暦	月日	事項	備考	理由
天正5 元和年中	1577 1623		由緒書	丁間史料：慶応4年閏4月宿助郷組み換え触書写し	「御朱印頂戴所持仕候由緒を以」
正徳元	1711	7月29日	(朝鮮国献上鷹通行につき廻状)平岡孫一郎ほか2名→	記録帳19004-4	
正徳元	1711	8月6日	(八幡町にて人足継ぎ替え無用につき廻状)平岡孫一郎ほか2名→守山・八幡庄屋・年寄	記録帳19004-6	
享保4	1719	8月23日	乍恐書付ヲ以申上候(献上鷹馬通行の人馬御用免除につき御礼)八幡町惣年寄→奉行所	記録帳19005-6	
享保6	1721	7月5日	奉請取銀子之事(人足賃銭378匁余受取、国割銀のうちにて)八幡町年寄→諏訪肥後守・河野豊前守	記録帳19005-17	
享保2			琉球人之節(琉球人割賦高掛免除願が認められる)	記録帳20000	
子		5月	覚(江州一回役掛高・朽木和泉守領分高掛金高書上)代官手代3名→朽木和泉守役人中	記録帳20001	
宝暦4	1754	3月25日	乍恐以書付申上候(享保年中琉球人通行国割銀免除につき)八幡町惣年寄→多羅尾役所		「先規より御免」
宝暦4	1754	6月	覚(琉球人入用金割戻し受取書)八幡町惣年寄→信楽役所		「八幡町高558.305石前々より諸役御免料」
宝暦12	1762	7月	乍恐以書付奉願上候(朝鮮人御鷹通行国割金前々の通り赦免につき)八幡町惣年寄→手代		「由緒御座候而古来より人馬御赦免」
明和2	1765	正月	乍恐口上書(琉球人入用高附帳面への記載拒否につき)八幡町惣年寄→京都奉行所		「先規より朝鮮人琉球人等之高懸ハ諸役御免之地」
文化12	1815	11月5日	(日光法会国役金不納につき上申書)八幡町惣年寄→	冒頭に経過記述あり	「当町之儀は諸役御免之地ニ付」
文化12	1815	11月13日	乍恐以書附奉願上候(日光法会国役金帳面への記載拒否につき)八幡町惣年寄→京都奉行所		「八幡町之儀は先規より御由緒を以朝鮮人琉球人等之高懸之儀ハ諸役御免除地御座候而是迄御赦免」
文政5	1822	10月29日	差上申御請書之事(武佐宿助郷一件につき御朱印取調べの上沙汰に及ばずにつき)八幡町役人惣代→道中奉行	冒頭に経過記述あり	経過記述「御朱印所持、且是迄諸役御免除」。文書「当町方所持有之候御朱印」
文政9	1826	2月	(幕領化に伴い御朱印取調べの上伝馬宿入用・歳米入用免許)		「御朱印御取調べニ相成」
文政11	1828	4月21日	御請書(東海道草津宿増し助郷野洲郡八夫村休役願差し村取調べにならず)惣年寄→木村忠藏・青木貢一		「持伝候書物写いたし差上置候処御一覽之上」
			<料紙・字体変化>		
安政6	1859	11月	(武佐宿助郷差村が御朱印写などを見せて免除となる)		「持伝候御朱印写并諸書物入御覧候処御由緒之廉を以」
万延元	1860		(石部宿助郷差村免除)		「右回断奉申上候処」
文久元	1861	10月	(和宮下向宿継人馬入用、由緒の廉を以って沙汰なし)		「当町方之儀は御由緒之廉を以」
文久3	1863	3月	(将軍上洛入用免除)		「前書同様」
慶応元	1865	閏5月	(将軍進発、愛知川に宿泊、川魚百尾献上により願いの通り聞き済み)		
慶応2	1866	3月	(東海道水口宿当分助郷、由緒の廉を以って免除)		「御由緒之廉を以」
慶応3	1867	9月27日	覚(諸宿助郷永久免除聞き済みにつき冥加金千両受取)藤尾東作ほか3名→	冒頭に経過記述あり	「諸役御免除被成下候土地」
慶応4	1868	閏4月16日	(奥書)惣年寄3名		

仲間と白米屋仲間のメンバーである（町史上p679、682、737、741）。苗村・塩屋ともに町史上の限りでは町役人などの役職への就任経験はない。

以上から「御朱印」が一般町民層にも転写され流布し、過去認識を形成していたことを窺い知ることができよう。そこでは関心の一つが「御朱印」に集中していることがわかり、記録帳が持つそのほかの膨大な実務的な過去情報は見向きもされない。このような自らの町の過去への関心の持ち方と、「御朱印」へのアクセスを獲得しようとする文政期の住民運動（別稿予定）とは関係ないとはいえないだろう。

本稿の最後に、記憶の編集の近世における帰結を見届けておきたいと思う。慶応4年に書かれた「由緒書」³⁷⁾がそれである。この由緒書は、徳川幕府が崩壊した直後に維新政府によって全国的に助郷の組み替えが行われるに際し、八幡町が再び武佐宿の助郷に指定されたことに対する免除訴願に際して作成・提出されたものである。

まず、全体構成を表2によって説明しておく。天正5年（1577）から元和年中（1615-1623）までの部分は、恐らく記録帳に基づいてリライトされたものであろう。末尾に「依之旧記書抜左之通奉入 御高覧候」とあるので、本書の前文的な存在である。

このあと記録帳から6点の文書が転写されており、確かに「旧記書き抜き」になっている。宝暦4年（1754）以後も、原文書の写しが文政11年（1828）まで9点続く。この部分は慶応4年に新たに編集されたのかもしれないが、あるいは享保記録帳に続く続編が存在し、そこからの抜き書きという可能性もある。

安政6年（1859）以降の部分は、料紙も字体も変わってしまう³⁸⁾ことと関連してか、原文書の転写ではなく、ごく簡単な経過記述に変化する。

以上のように三つの部分に分かたれる。①前文の叙述、②原文書の転写、③簡単な経過記述、である。したがって、「由緒書」という表題ではあるが、全体としては文書集という性格を持っていると言えるだろう。

本書の基本的性格をこのように押さえた上で、以下内容に入っていきたい。前文の部分を以下引用する。なお、欠字は一文字あき、平出は二文字あきで表記してある。

由緒書

一近江国蒲生郡八幡町之儀は往古同国同郡安土山下町と相唱、天正五年之頃 信長公御在城之節被為下置候諸役御免許之御朱印頂戴所持仕居候、天正十一年 秀吉公より被為下置候 御墨印頂戴所持仕居候、天正十四年之頃 秀次公当八幡山御城郭御取立被為遊候節、安土山下より町家御引移被為遊、八幡山下町と相唱、先規之通諸役御免許之 御墨印被為下置頂戴所持仕居候、文禄三年 京極若狭守様大津御在城之節被為下置候諸役御免許之御書附頂戴所持仕居候、慶長五年関ヶ原御祝陣御上洛之砌、八幡町へ被為寄 尊輿候節、 権現様より被為下置候 御朱印頂戴所持仕居候、元和年中右御吉例ニ而大猶院様御上洛之砌、当町へ被為寄 尊輿候節、 右 御朱印・御墨印等奉備 御上覧候処、大切成品塵抹無之様可奉守護旨蒙 上意候、 右 御朱印頂戴所持仕候由緒を以、往古より諸役御免許ニ而人馬継立等不被仰付、朝鮮人來朝

37) 八幡町共有文書（滋賀大学経済学部附属史料館）。

38) このことから、それ以前の部分が慶応4年以前に成立していた可能性もある。

之節は守山宿より彦根泊り迄通人馬ニ御座候、帰国之節も同様御座候、尤八幡町ハ昼休ニ御座候ニ付、為御賄馳走最寄之御大名様当町へ御出役御座候、日光御神忌・朝鮮人琉球人来朝御入用都而回役御割符、其筋より被仰付候毎ニ御免除願出候節々、御吟味之上先例の通被仰付、是迄割符銀上納不仕候、依之旧記書拔左之通奉入 御高覧候

まず、信長から「諸役免許之御朱印」を頂戴したとする。これは現在の目から見れば原文書の豊富な内容をかなり矮小化してしまっているが、当時の八幡町にとってはこの点のみに意味があったのである。次に、秀吉から「御墨印」を頂戴し所持しているというが、これは同年の織田信雄捷書³⁹⁾のことを指しているのであろうか。第三に、秀次が八幡山に城を築き安土山下から町家を引き移し、八幡山下町と唱え、「先規之通諸役御免許之御墨印」を下し、頂戴して所持しているという。第四に、京極若狭守が天津在城の頃に下された「諸役免許之御書附」を頂戴し所持しているという。第五に、関ヶ原戦勝利後の上洛の時、徳川家康が八幡町に立ち寄り、「権現様」より下された「御朱印」を頂戴し所持しているとする。第六に、大猷院上洛の時、八幡町に立ち寄り、「御朱印御墨印」を上覧に入れたところ、大切の品であるので粗末にせず守護するようにとの上意があったという。以上を受けて、御朱印を頂戴し所持していることから、「往古より諸役御免許ニ而人馬継立不被仰付」、朝鮮通信使通行の際は昼休み賄いをしているだけで日光御神忌(家康の回忌法会)・朝鮮人琉球人来朝入用回役割符銀を上納していない、というのである。このように諸役免許の根拠を明示しようとする姿勢が見られ、先に見た元禄由緒書や記録帳の基調とは異なっている。ただ、寛文の由緒書のように、権現御朱印に諸役免許と書いてあるとはさすがに言わない。傍線部の「御朱印」はよく読めば信長朱印状と秀次判物しか指示しないのであるが、家康からも「御朱印」をもらっていることもその前段に明記している文章構成は、元禄由緒書よりも巧妙な書き方になっていると言えるのではないか。「御朱印」「御墨印」という語が何度も出てくるような文章になっているのである。家光のことを新たに書き加えたことも新しい点である⁴⁰⁾。つまり、寛文と元禄の二つの由緒書いずれとも違う物語を新たに紡ぎ出していると言えるだろう。

次に、このように「御朱印」を印象づける文章が書かれるようになった経緯をここで説明しておいた方がよいだろう。この点は別稿で本格的に果たされる予定であるが、ここでは表2から読みとれる限りで指摘しておきたい。

先に指摘した通り、天正5年(1577)から元和年中(1615-1623)までの前文的叙述は「御朱印」が前面に押し出されている。ところが、そのあとの享保2年(1717)までの部分は、記録帳からの抜粋であるために、2節で指摘したように「御朱印」に全く言及しないこととなる。さらに、記録帳に続く時代の部分でも、表2の理由欄に見られるとおり、記録帳の基調と同じく、諸役免許の根拠として「御朱印」の存在を主張することはなく、「先規」あるいは「由緒」

39) 「町史」下153号史料。なお、この織田信雄捷書は、享保6年記録帳には記載されていない。また、戦前の町史編纂にあたって作成された昭和6年「八幡町古文書台帳」(滋賀大学経済学部附属史料館八幡町共有文書、八幡町史9)には、「豊臣秀吉公御黒印」として誤って登録されている。

40) 將軍上洛前の文久2年(1862)に先例調査を命じられた際、惣年寄西川は「三代將軍様御上洛之旧記取調候へ共、更ニ其事なく、権現様御上洛之事并ニ朝鮮人來朝之事ハ夫々書留之候へ共、三代様書留更ニなし」と回答し、さらに町々年寄にも照会したがやはり家光上洛の先例を記したものはなかったという(西川伝家文書「在勤日記」6月17-25日条、滋賀大学経済学部附属史料館蔵)。この点からすれば、慶応4年「由緒書」の前文的叙述はこれ以後に成立し、家光に関する部分は幕末の創作である可能性がある。

としか根拠を表現しない⁴¹⁾。

この状況が一変するのは文政5年（1822）である。同年には、八幡町が中仙道の最も近いところに位置する武佐宿の助郷に加えられようとしたために町方騒動が生じ、江戸への訴願運動に展開した。この一件の過程で、「御朱印」が諸役免許の根拠であるという主張がなされるのである。詳しくは別稿に譲るが、助郷を免れるために江戸の道中奉行にまで訴願に行き、悲観的な状況に陥った時に、江戸に滞在していた関係者は浅草東漸寺の権現御影に参詣したり、東漸寺に祈祷を依頼したりする。それを起点に同年以降八幡町でも権現祭礼が行われようとしたり、江戸の東漸寺に奉加を行うために冥加講が結成されたりして、権現信仰が盛り上がっていく。そうした状況を受けてか、「御朱印」そのほか証拠となる文書が存在することを明記するケースが、文政9年（1826）、同11年、安政6年（1859）、万延元年（1860）と続く。

以上のような経緯をへて、この由緒書の前文的叙述が「御朱印」を強調することになったのである。

なお、蛇足ながら付け加えておきたい点がある。正徳元年（1711）から文化12年（1815）までの部分を、「御朱印」を強調するかたちで描写することは可能であったはずである。しかし、そうしなかったことに、享保6年記録帳の、慶応4年「由緒書」に対する規定性を見て取りたいと思う。つまり、享保6年記録帳が過去情報の蓄積形態として在地社会としては非常に洗練されたものであったため、文書集という基本的性格を変えることができなかつたのではないだろうか。

ともあれ、享保6年記録帳は、八幡町住民の過去認識に、文政5年（1822）以前は君臨しつづけたと把握しておきたい。例えば、遅くとも文化8年（1812）までには書かれた「池井蛙口^{ちせいあこう}記」は、天明騒動の記録である⁴²⁾が、例えば八幡町の寄合の仕組みについて説明するなど、明らかに八幡町の外部の読者を意識して書かれている点が特徴的である。その意味では一次史料ではなく、半ば叙述史料としての性格を持つ。この観点からこの騒動記録のなかで八幡町の過去をどのように説明しているかという点にのみ注目して以下の部分を引用する。

天正年中関白秀次公此法華山二城廓を築き、摠見寺の麓安土の営中を引き移し、八幡山下夕町ト称し百万石の城下となるへき所成ルに、故有而城全ク成就せされとも町方六拾余町ノミ残レリ、元ヨリ朝鮮人来朝の駅路にして諸役免許の地也、然ルに神君天下を知シ召シテ後天領地ニシテ、寛永九年ノ頃ハ小堀遠江守御支配タリ、（以下略）

このように「御朱印」には全く触れることなく、また秀次には言及しても家康には触れることなく、「諸役免許の地」であることだけが簡単に記されている⁴³⁾。叙述の目的が違うと言えばそれまでではあるのだが、ここでもやはり、享保6年記録帳の基調が反映されていると解釈したい。

41) もっとも、宝暦11年（1761）と寛政元年（1789）の幕府巡見使に対する想定問答集には、「一当町之儀ハ諸役御免之所ニ而、信長公・秀吉公・秀次公御黒印、権現様御朱印頂戴仕罷有、御上洛并朝鮮人来朝帰国之道筋ニ而外之通り無御座、宿場ニ而無御座候」（西川伝家文書、村政1、2）とあり、「御朱印」の存在を隠すようなことはしていない。つまり、諸役免許の根拠を問われればそれが「御朱印」であると説明する用意はあったが、積極的には主張しないというスタンスであったということになる。

42) 富井康夫・西村さだ子・藤本幸雄編『【資料】池井蛙口記一〜三』（『文化史学』21、23、25、1969年）なお、『日本都市生活史料集成十 在郷町篇』（学習研究社、1976年）にも翻刻がある。この叙述の成立年は不明であるので、筆者の川端前宣の没年を成立の下限としておいた。

43) 『文化史学』21のp82および25のp93に關係部分がある。

おわりに

本稿で明らかにしたことは以下の通りである。

- ① 近江八幡町の存在証明文書が信長朱印状・秀次判物・家康朱印状であり「御朱印」と一括して総称されたこと。
- ② 「御朱印」は八幡町が諸役免許の地であることの証拠として考えられていたこと。
- ③ しかし、家康朱印状には諸役免許が記されていないために、直接の証拠は存在せず、非常に根拠が曖昧なかたちで諸役免許を主張せざるをえなかったこと。
- ④ 「御朱印」は享保6年(1721)以前に御朱印箱に保管されていた、すなわち「御朱印」が存在証明文書であったので、他の文書と区別するために特別な保管容器が作成されたこと。
- ⑤ 根拠の曖昧な記憶を強化するために、八幡町は「御朱印」をはじめとする過去の文書を享保6年に分類編集し、「八幡町記録帳」を成立させたこと。これは過去情報のある程度体系化したものであり、被統治の社会集団としては早い例であり、かつ過去情報蓄積形態としては洗練された部類に属すると評価できる。
- ⑥ 元禄から享保期における争論(1688-1735)では、「地子免許の地」という主張だけが繰り返され、それが有効性を持っていたこと。逆にいえば、「御朱印」を証拠文書として提示しなかった(できなかった)こと。
- ⑦ 以上の中で、③と⑥の点は、19世紀に入ると大きく変容する。19世紀では文政5年(1822)助郷騒動に見られるように、「御朱印」が前面に強く押し出される。それに引き続いて生じる町方騒動、あるいはそれ以後の諸役負担免除訴願においては常に「御朱印」が強調される。その結果として、慶応4年(1868)「由緒書」の前文的叙述は、「御朱印」が強調される形で書かれた。

- ⑧ にもかかわらず、情報蓄積の形態は、享保6年記録帳の形式に影響を受けた。

このように、本稿は情報蓄積形態の個別事例を、近江八幡の享保6年記録帳を中心に分析してみた。編集を中心に叙述との関係を瞥見してみたわけだが、この場合は、編集は原文書も叙述も含めて行われ、さらに編集物は原文書と共に同一の保管容器に収納されていた。

他の類例としては、京都上京上立売親九町組の『親町要用亀鑑録』(嘉永7年(1854)成立)という編集物がある。この『亀鑑録』も「上古京親町古地来由記」という叙述のほか様々な経過記述と原文書写が収録されている。上京では、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康が上京中に発給した地子免許状(「御朱印」という)は、唐櫃に納められ、御朱印預かりの当番町が順番に引き継いで保管されていた。この唐櫃のなかに『亀鑑録』も一緒に納められていた。また、播州三木町では「三木町御免許大意録」という叙述(寛政2(1790)、文政5(1823)年)が、秀吉高札や歴代領主の地子免許状を保管する宝蔵に献納されていた⁴⁴⁾。

編集や叙述が原文書とともに保管されているのであり、さらに実例から離れれば、原文書の編集から叙述に進むことも想定される。「はじめに」で述べた三つの局面は、段階的ではなく互が重なりあうような局面として方法的に扱うべきであることを示している。

44) 拙著「まちの記憶」(注2前掲)。